

埼玉「違憲訴訟」 推進ニュース

(No. 8) 2016年7月20日

発行：全日本年金者組合埼玉県本部
年金裁判推進本部
さいたま市見沼区東大宮5-53-16
☎ (048-686-2044) FAX (048-686-2144)
Eメール:nenkinsaitama@kzh.biglobe.ne.jp

第1回口頭弁論開かれる



報告集会で挨拶する
柳重雄弁護士

7月13日（水）、10時30分から11時、さいたま地方裁判所で「年金引き下げ違憲訴訟」第1回口頭弁論が開かれました。

初めに斉藤耕平弁護士が代理人を代表して「訴えの骨子」、「本訴訟の目的」、減額の「違法性・裁量権の逸脱」について意見陳述をしました。

続いて、河村勝子原告団長が原告を代表して、二人の原告の生活実態を示しながら、国の年金引き下げ措置が「いかにひどい仕打ちであるか」を訴えました。

伊藤千枝子原告（春日部支部）は、「年金から家賃や電気、ガス、水道料金等を支払うと残りは2万円ほどで、これでは生活できず、息子たちに援助してもらっている」状況を訴えました。

裁判所からほまれ会館に会場を移して、報告集会が開かれました。

斉藤耕平弁護士が法廷に入れなかった傍聴者に裁判の様子を報告、鷲宮支部の山本利昭さんが原告を代表して、上尾伊奈支部の中澤正雄さんが傍聴者を代表して裁判勝利に向け

での決意を語りました。



報告集会に集まったみなさん＝ほまれ会館

続いて、伊藤稔埼労連議長と柳田雅久生健会会長から連帯の挨拶があり、曾根啓維違憲訴訟推進事務局長から5点にわたって今後の取り組みが提起されました。

1. 口頭弁論への傍聴者を増やしてください。
2. 裁判募金の目標達成に全力を挙げてください。
3. 100万署名に引き続き取り組んでください。
4. 地域に「支える会」を組織してください。
5. 「公正裁判を求める要請書」に取り組んでください。

口頭弁論日程決まる

◆第2回口頭弁論

期日：10月19日（水）15：00

◆第3回口頭弁論

期日：12月14日（水）11：15

※いずれも さいたま地裁

※裏面に「埼玉新聞」「東京新聞」の記事を掲載。